

令和3年6月定例総会議事録

日 時 令和3年6月17日（木） 午前9時33分～午前10時39分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第6号議案 非農地通知について

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する
指針」

5. 閉 会

午前9時33分 開会

○会長

皆さん、改めましておはようございます。

全国的にコロナワクチンの接種が進んでいるようでございます。佐賀県においては、全国的にも上位という報道をされておりました。皆さん、接種のほうは終わられましたか。私も昨日接種をしてきましたが、今ちょっと何か腕のほうに痛いような感じが直後に出てきました。皆さんも、今度2回目とか接種されると思いますので、注意をして接種していただきたいと思います。

また、農業面では田植え等が残っているかと思えます。田植えの際は、機械等には十分注意して、事故がないように農作業に励んでいただきたいと思えます。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は、1名が遅れて出席されるということで、現在21名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和3年6月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出6件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知19件、報告第3号 使用貸借解約通知5件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出5件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請6件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請3件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請8件、第4号議案 農用地利用集積計画所有権移転9件、第5号議案 農用地利用集積計画利用権設定107件、第6号議案 非農地通知について1件、第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）5件、第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）7件、第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」1件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は6月9日、北部は6月10日に行っております。

また、調査会については、南部が6月11日、北部が6月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、8番委員の山田委員、9番委員の永淵委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書16ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番の審議結果について私から報告します。

令和3年6月15日に開催された第63回常設審議委員会において、佐賀市が意見聴取を行った農地法第5条関係1件については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で、常設審議委員会についての報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから7ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～19

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から19番までの19件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページ及び11ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4・5

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番、2番及び5番の3件は、普通売買の案件、審議番号3番及び4番の2件は競売の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

6

○会長

次に、審議番号6番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号6番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページ及び14ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、転用目的が「農道」及び「農家住宅の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、一体のものとして申請されていることから一括審議・一括採決としました。

申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査を行ったところ、亡父が増築した住宅敷地の一部が農地及び農道であることが判明したため、適法化し、農道については、申請地に付け替えたく、申請されたものです。

委員より、農道の所有者を確認したところ、地元委員より、農道は、昭和45年には場整備で作られたもので、平成15年に国から旧久保田町へ譲与されたとの説明がありました。

また、委員からは、今回適正に手続きをしたいと考えられたことについて、評価したいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分・許可基準について、審議番号1番の農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及

び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「農業用施設」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の c と決定しております。

審議番号 2 番につきましては、「3652-3」の農地区分は、「市街化調整区域内で概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

「3657-3」の農地区分は、「土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の b。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の e の（e）と決定しております。

審議番号 3 番は、転用目的が「営農型発電設備（一時転用の更新）」の案件で、先月、委員による現地調査を行いました。

申請人は、平成 27 年から一時転用の許可を得て、営農の傍ら、営農型太陽光発電を行っていますが、今後も営農型太陽光発電を継続したく、前回、申請をされましたが、申請地の一部について、転用許可を受けずに支柱を設置していた箇所があったことから、一旦、取り下げをされ、面積等を修正の上、今回改めて申請されたものです。

委員より、南部調査会資料に記載されている収穫前的大豆の写真が、資料の反収に比べて少なく見えることについて確認したところ、事務局から、写真は直近で収穫を行った年のもので、水害・塩害等により全体的に収穫が少ない年であるとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことに加えて、営農型発電設備の許可要件である一時転用の期限が 3 年以内であること、支柱等が容易に撤去可能であること、下部農地における営農の適切な継続が可能なパネル配置であること、位置等からみて周辺の農地の効率的な利用や用排水施設の機能等に支障をおよぼす恐れがないこと、撤去に必要な資力と信用があること、電気事業者と連携契約を締結

していることについて、問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「農道」及び「農家住宅の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可

することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く、近くに教育施設や医療施設もあり、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員より、申請地内にある農業用水の吐き出し口について確認したところ、申請人から、東の川から取水するためのものであったが、現在使用されておらず、機能もしていないことから、吐き出し口を撤去し、パイプは塞ぐ計画であるとの説明がありました。

また、委員より、申請地南側の水路にある既存木柵について確認したところ、申請人から、抜いてしまうと法面が崩れる恐れがあるため、コンクリート杭柵護岸を設置する時に打ち込

んで沈める計画であるとの回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4 m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500 m以内に2以上の教育施設及び公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は現在、実家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は実家に隣接しており適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページから17ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3・4・5・6・7・8

○会長

審議番号3番から8番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号3番及び4番の2件は、転用目的が「児童発達支援施設」の、農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、認定こども園を運営していますが、在園児の中には障害者手帳を持っている子どもや発達障がいを抱えている子どもがおり、既存施設内ではうまく適応できないことから、隣接地に児童発達支援施設を建設し、専門的な療育ができる環境を整えたく、申請されたものです。

委員から、申請地の東側には農地が広がっているため、耕作者が苦情を受けることのないように、申請人から保護者へ農作業について理解してもらうよう説明して欲しい旨の意見が出され、申請人からは了承したとの回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題な

いことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。申請地は、近隣に保育園や医療施設があり、市中心部への交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地周囲の水路に草が繁茂して水捌けが悪いため、工事の際に浚渫をされることだが、今後の管理については、住宅購入者と地元自治会が協力して行っていただきたいとの意見が出され、申請人からは、地元自治会と協力し、水路清掃等には積極的に参加して地域を守って行くよう住宅購入者に対し、説明を行う旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、自宅に付随する農業用の施設の所有権を移転したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、家族と借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は、教育施設にも近いため、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「キャンプ場」の案件で、委員による現地調査を行いました。申請人は、ゲストハウスを営んでいますが、近接地にキャンプ場を設置し、利用客の増加に繋げたく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この6件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番及び4番の2件については、転用目的が「児童発達支援施設」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番及び4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

土地利用計画図の11、12ページに記載されていることについて。

東側の〇〇川の横に道路がついております。土地利用計画図12ページの中で、申請地とその道路との間に線は入れてあるんですけど、ここの部分については、申請されて接続されるものか、接続されないものか、お聞きしたいと思います。

○北部調査会長

事務局、説明をお願いします。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

東側道路には接続はされません。

○委員

そうですか。

○事務局

はい。間に水路が1本入ってしまっていて、そこの橋の高さも違いますし、橋も架けられていないということで。

○委員

そうですか。12ページを見ると線が両サイドに、道路幅にできていますが、それは違うんですか。右側の方に「水路」と書いたところの両サイドに線を引いてありますね。

○事務局

すみません、その線は引き込み線で、要は、板柵であったり、そういうのを設置するという意味での斜めの引き込み線です。その分にL型擁壁を入れますよという明示のための線になっております。

○委員

そうすると渡られないということですか、結局。

○事務局

はい、対岸には渡られないです。

○委員

そうですか、分かりました。ちょっと見た目、線が入っているから渡られそうな感じがしたので。

○会長

○○委員、今の説明でよろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページから20ページまでをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から9番までの9件：48,813㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番

新規 1件： 2,499㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、計画どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書21ページから40ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

2～81

○会長

審議番号2番から81番までの80件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号2番から81番までの80件

新規 20件： 107,294㎡

更新 60件： 373,119㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この80件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この80件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この80件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から81番までの80件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書40ページから47ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

82～107

○会長

審議番号82番から107番までの26件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号82番から107番までの26件

新規 5件： 35,076㎡

更新 21件： 104,953.01㎡

について、調査会において審議したところ、審議番号83番の新規就農の案件について、委員から、申出人はJAに加入しない計画だが、出荷はどうするのかとの質問があり、事務局から、申出人は3年前から申出地で耕作しており、出荷先についても引き続き、同じ出荷先に出荷する旨の説明がありました。

その他、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この26件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この26件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

47ページの審議番号107番。

利用権を設定する者が「自治会長」と書いてありますけど、自治会が農地を持っているんですか。その辺がちょっと分かりませんので、よかったら御説明願えますか。

○北部調査会長

事務局お願いします。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

自治会で以前から農地を所有されているので、今回も更新ということで利用権の設定の申請をされました。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

この面積に対しては全部自治会所有ということですね。

○事務局

はい。

○委員

すみません、分かりました。

○会長

○○委員、よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この26件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号82番から107番までの26件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書48ページをお開きください。

第6号議案 非農地通知について

1

○会長

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書49ページ及び50ページをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1・2・3・4

○会長

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、除外目的が「車両置場の敷地拡張」の案件で、一体的に造成を行う計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、車両整備事業を営んでいますが、車両の大型化が進み、既存の敷地では保管場所が不足しているため、車両置場の敷地を拡張したく、申出されたものです。

委員より、申出地のパイプラインについて確認したところ、農業振興課から、末端であるため申出地東側水路の対岸でカットされる予定であるとの説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準についても、ともに、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、土木業を中心に事業を営んでいますが、今般、自宅の一部を従業員の寮にすることにしたところ、駐車場が不足するため、申出地を従業員の駐車場として利用したく、申出されたものです。

なお、雨水の排水先については、西側宅地内の既存側溝に流す方向で再検討されている旨の説明が事務局よりありました。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などによると、申出人は、現在、海苔養殖業を営んでいますが、既存の網干場が手狭となったため、自宅の隣接地を網干場として利用したく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定して

おります。

以上のことから、この4件については、申出どおり承認相当とし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、除外目的が「車両置場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書50ページをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

5

○会長

審議番号5番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号5番は、除外目的が「福祉施設の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、生活介護や就労継続支援事業を行っていますが、障がいがあっても社会に出て自立した生活が送れる事を目的とした、グループホームを建設し、施設の充実を図るため、申出されたものです。

地元委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に

ある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、審議番号5番については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号5番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書51ページ及び52ページをお開きください。

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

1・2・3・4・5・6・7

○会長

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）、審議番号1番から7番の7件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から7番までの7件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

この7件について編入ということでありませけれども、もともとここは、どういう形で管理されていたのか分かれればお願いしたいと思います。

それと、耕作放棄地だったのか、それとも、樹園地とかそういうものか、その辺よく分かりませんですけど、編入に至った経緯が分かれればお願いします。

○北部調査会長

事務局お願いします。

○事務局

全ての農地においてきちんと耕作をされており、本来、中山間地域ということで、青地であれば補助金をもらえる土地だったので、今後も補助金をもらって管理をしていきたいということで青地に編入されるということです。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

もともとここは、農地として管理されていたということですね。それを今回、編入するということですね。

○事務局

はい。

○委員

はい、分かりました。

○会長

事務局からの説明、よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から7番までの7件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書53ページをお開きください。

第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

○会長

第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を議題といたします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、調査会において審議しました。

委員より、集積面積について確認したところ、事務局より、掲載している集積面積は、農

業振興課が集計している数字であり、農業委員会を通して利用権設定しているものだけでなく、集落営農などが担っている面積も含めた、国や県の考え方に沿った数字であるとの説明がありました。

審議の結果、原案どおり承認相当とし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第9号議案 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、調査会において審議したところ、原案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和3年6月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年6月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時39分 閉会

佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀市農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

出席委員（22名）

1番	北村	タツ子	2番	宮崎	和彦
3番	中山	光	4番	野田	善一
5番	八次	正	6番	蒲原	茂
8番	山田	敦	9番	永渕	昭
10番	北村	守	11番	千綿	文太郎
12番	吉原	直行	13番	田中	郁子
14番	小川	義美	15番	福田	義弘
16番	松尾	滋樹	17番	平尾	泰弘
18番	山口	敏勝	19番	真崎	英介
20番	野田	悦伸	22番	池田	敏伸
23番	吉田	和文	24番	大園	敏明

欠席委員（2名）

7番	野田	政光	21番	藤野	兼治
----	----	----	-----	----	----

本会議に出席した事務局職員

本庁

事務局長	古賀	康生	副局長兼庶務係長	坂井	俊郎
主幹兼農地係長	宗像	剛	主幹兼振興係長	徳永	昌純
農地係主査	池田	輝幸	農地係主査	真崎	健太郎
振興係主査	川崎	富士子			